

福祉 ぐんま

NO.234
2010 秋号

 社会福祉法人 群馬県社会福祉協議会



■主な内容

- * 特集 市町村社協 地域福祉活動計画・・・2～3
- * 障害者110番事業・・・4
- * 群馬県社会福祉大会・・・5 * 群馬県地域包括・在宅介護支援センター協議会・・・5 * 虐待防止セミナー・・・5
- * 共同募金会からのお知らせ・・・5
- * ボランティア情報・・・6、7
- * 素敵な笑顔・・・8 * 福祉フィルムライブラリー・・・8 * 福祉まめ知識・・・8

社会福祉法人 上毛愛隣社
児童養護施設 地行園
宮崎 佳恵さん
(関連記事は3ページに掲載)

「福祉ぐんま」の作成経費として共同募金配分金を使用しています。

特集

地域福祉活動計画について

これからの社会福祉の目指すものは、従来のような救済的なものや特別な人たちを対象とした福祉サービスの提供ではなく、全ての人を対象として、それぞれが人間として尊厳を保持し、自立して暮らしていくことができる地域社会の実現です。

平成十二年に成立した社会福祉法において、地域福祉とは「自助」や「公助」は勿論、地域住民、専門職、事業者が相互協力して「共助」によってつくりあげる、すなわち「住民参加」によって展開できるものであると謳われています。

地域福祉を進める上では「共助」や「住民参加」が不可欠です。

今回の特集は、住民参加を基盤に住民自身が協働して策定する地域福祉活動計画について取り上げました。



桐生市住民懇談会より

私たちが地域で暮らす 上での課題と解決手段

私たちが地域で生活する上で、介護や子育てなどに関する問題は、第一義的には家族内による「自助」で解決しようとしています。家族内で解決できない問題は、古くは地域集落の相互扶助の中で解決を図ってきました。

その後、都市化が進むにつれて地方公共団体などの「官」が「公助」による住民福祉サービスとして提供してきました。「官」の提供する住民サービスには公平性と平等性が求められることから、個人の多様なニーズや質の追求にきめ細かく対応することに自ずと限界があります。

薄化が改めて浮き彫りとなりました。少子高齢化社会における子育て支援や児童虐待、青少年の引きこもり、高齢者等の閉じこもりといった問題は、「官」の責任として「公助」だけで行うことの難しさがあります。このように私たちが幸せに地域社会で暮らしていくには、「個人」でも「官」でも対応が難しくなってきた暮らしのニーズをどう解決するかが課題となっています。

地域福祉の意義と 住民参加の必要性

地域福祉とは、福祉課題が多様化する中で、「自助」でも「官」だけでも解決が難しい場合、住民の手による自主的な活動と行政などの公的サービスを活用しながら課題の解決に結びつける活動です。地域で自立生活を支

援しようとするならば、行政等が提供する在宅サービスと、近隣住民とのつながりを通じた「助け合い」といった「共助」による民間の活動を有機的に結びつけて、問題を抱える当事者だけでなく「家族全体」を支える体制をつくっていくことが望まれます。

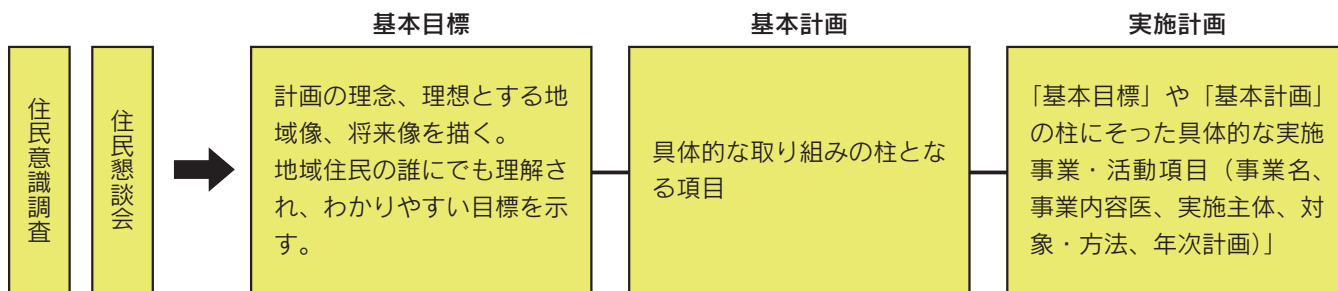
地域福祉活動計画は 住民の活動・行動計画

そのためには、改めて近隣住民に地域でどういった問題が起こっているかを考えて貰い、自らの地域を良くしたいといったボランティアを高揚し、福祉コミュニティづくりを推進するほかありません。

地域福祉活動計画は、その実現のために、地域福祉の推進役である社会福祉協議会（通称「社協」）が地域の実情に合わせて、人々が抱えているいろいろな課題に、地域の方々が関心を持ち地域福祉に対する意識を高めるとともに、地域住民や関係団体などと一緒に地域福祉を推進するしくみをつくるための住民や関係者の活動・行動計画です。一方、平成十五年四月一日より、社会福祉法に「地域福祉計画」に関する規定が施行となりました。地域福祉計画は「地域

図1

地域福祉活動計画の構成の一例



県内の策定状況

平成二十二年八月現在、期限が有効な地域福祉活動計画を策定している市町村は県内三十五市町村の内、九市、二町、一村社協が策定済み（全体の三十四・

の要援護者の生活課題とそれに対応するサービスの内容と量を明らかにして、その確保と提供体制を計画的に整備する行政計画」で、策定には住民参加が義務づけられています。
「地域福祉計画」は行政が作る計画であり、「地域福祉活動計画」は、住民主体を旨として社協が、住民等に広く呼びかけて策定していきます。
ともに地域福祉の推進を目指すものであり、住民参加を得て策定することから整合性が求められ、内容を一部共有したり、策定過程を共有したりする等、相互に連携を図っていく必要があります。
何故、住民参加で「地域福祉計画」や「地域福祉活動計画」をつくるかというと、それは地域で自立生活をしていくためには、住民の協力がなければできないからです。
近年では、両者を一体的につくる市町村もでてきました。

二％）、策定中一市、策定予定三市町となっています。全国的には、期限が有効な地域福祉活動計画を策定している市区町村社協は六百八十三カ所（全体の約四十・一％、平成二十一年度市区町村社協活動実態調査より）となっており、本県の取り組みは全国平均に比べ遅れている状況です。

計画の構成・内容

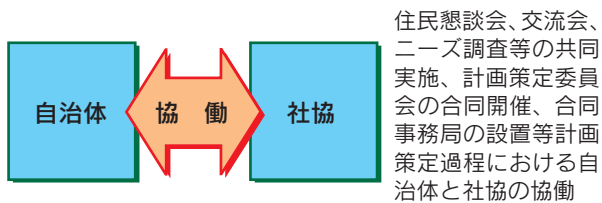
地域福祉活動計画の構成は、

こうでなければならぬというものはありませんが、ある程度のスタイルは存在します。図1のようにまず、理想とする地域像や計画の理念をキャッチフレーズ（基本目標）に表し、それを具体化するための取り組みの柱となる項目（基本計画）を決め、最後に「基本計画」の各項目を実現するための「具体的な活動」、行政、住民、社協等の組織の「役割分担」、「計画の推進体制」、「評価体制」、「年次計画」、「財政計画」（実施計画）といったものを明確化しているものもあります。

地域福祉の推進には、その担

い手でもある住民自身の参加が必要なため、自分が住む地域をどんな地域にしたいのか、地域にはどんな課題があって、どんなサービスや関係者の協力が必要とされているか」といったことを検討する計画策定プロセスにも住民自身の合意と参画が必要とされます。
そうした場の担保のため計画策定の委員会や住民座談会を開催しながら住民からあげられた意見やニーズを基に前述の「基本目標」、「基本計画」、「実施計画」等が検討されることとなります。
※次回は実際の計画について報告します。（地域福祉課）

地域福祉計画と地域福祉活動計画の協働関係



行政計画としての「地域福祉計画」、民間の行動計画としての「地域福祉活動計画」の性格を考慮し調整

地域福祉計画案

計画案をもとに市町村自治体として作成

地域福祉活動計画案

計画案をもとに民間の行動計画として作成

【全国社会福祉協議会「地域福祉活動計画策定指針」より】

すべての人にとって 住みやすい社会へ 障害者110番事業

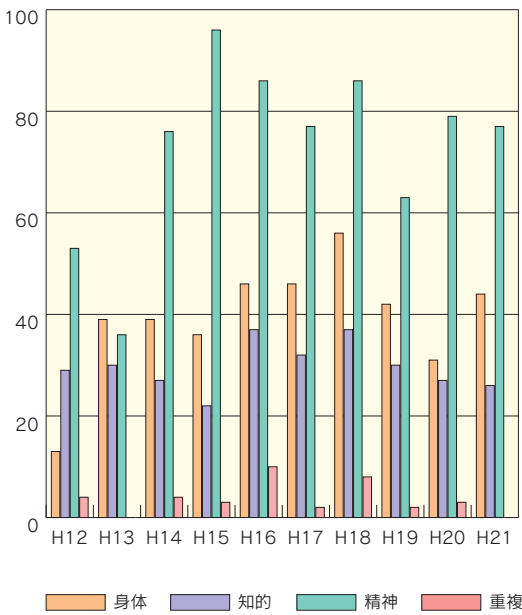
「群馬県障害者110番」は、平成11年10月より、ぐんま地域福祉権利擁護センター内に設置され、障害者の権利擁護を目的とし、当事者、家族、関係者より、権利侵害や日常生活における様々な相談を受けています。

グラフは過去10年間の相談状況を示しています。「金融・契約・消費に関する」相談がずっとトップですが、14年15年の多重債務・消費者金融に関する相談件数は、障害者110番において最高を記録しております。

こんな相談が入ります

- ①遊びに誘われたが、クレジツトカードで飲食代、買物の代金を支払わされた。(知)
- ②職場内でのセクハラ発言を気にやみ出社拒否している。(知)
- ③単独行動可能の視覚障害者の旅館宿泊を拒否。(身)

相談件数

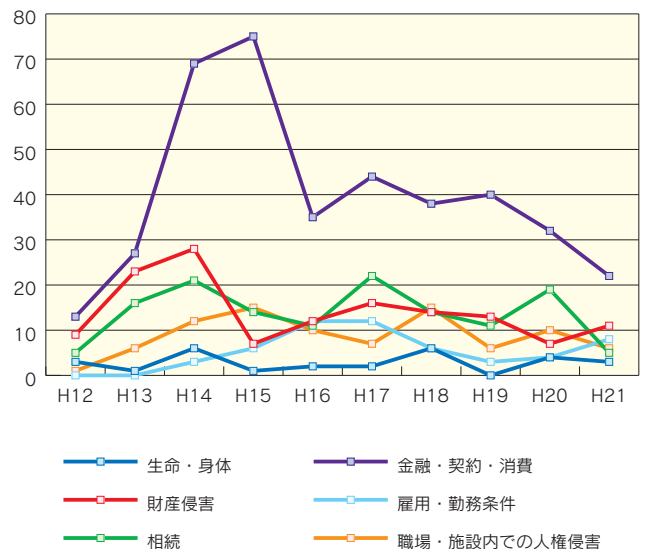


相談員として大切にしていること

- ④フォークリフトの技能講習を拒否された。(身)
 - ⑤精神病院長期入院中に相続人から外された為、相続権を回復請求したい。(精)
 - ⑥障害者雇用されたが、従業員の無理な言動に苦しめられている。
 - ⑦医師による屈辱的な言葉が許せない。
- 基本として「障害者基本法」があります。障害者基本法では、「すべて障害者は社会を構成する一員として社会・経済・文化その他のあらゆる分野の活動に参加できる機会が与えられる。」「何人も障害者に対して障害を理由として差別すること、その他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」とうたわれています。条文中記載の権利を考えて相談業務を行っています。「権利擁護」とは、「何気なく、さりげなく、苦もなくできることを支援すること」であり、これをモットーに相談対応を心がけております。

- また、相談の多くの解決策は、「国際連合・障害者権利条約」の批准により、障害者の権利も格段に向上するものと思われまふ。このことにより、相談活動の指針も以下の4点に抜粋されます。
- ①障害者自立支援法から「障害者総合福祉サービス法」へ
- ②障害の定義を「医療的モデル」から「社会的モデル」としてとらえる。
- ③特定生活様式を義務づけられない。
- ④差別の概念や基準を「直接差別」「間接差別」「合理的配慮義務違反」の形態で整理しようとしているのは、そのための取り組みです。

相談内容



常に人権に配慮し、センター利用者の意見や問題意識(思い)を共有し、訴えを聞く姿勢で取り組んでいきたいと思ひます。

・一般相談
月～金9時～17時(土・日・祝日・年末年始は除く)。

・法律相談
毎月第1・3火曜日14時～16時(要予約・事前にご相談ください)

問い合わせは「ぐんま地域福祉権利擁護センター」群馬県社会福祉協議会(運営) 前橋市新前橋町13-12群馬県社会福祉総合センター4階
(連絡先) 027-255-6226
お一人で悩まず早めにご相談ください。

地域の高齢者を支えるために

群馬県地域包括・在宅介護支援センター協議会

去る8月20日、前橋市総合福祉会館にて同協議会の平成22年度第1回職員研修会が開催され、県内センターの介護支援専門員や相談員など65名が参加し、高崎経済大学の細井雅生教授の講演などに熱心に耳を傾けました。



同協議会では、今年度4回の職員研修会を予定しています。
2回目以降の予定は次のとおりです。

平成22年度 群馬県社会福祉大会

永年にわたり社会福祉の発展に功績のあった方々を表彰し、感謝の意を表するとともに、これらが住み慣れた家庭、地域で、その人らしく安心してしあわせに暮らせる地域社会の実現をめざして開催します。

【テーマ】

「みんなが主役 さあえあいのまちづくり」

【主催】

群馬県・群馬県教育委員会・群馬県社会福祉協議会・群馬県共同募金会

【期日】

平成22年11月12日(金)
午後1時15分～3時45分

【会場】 笠懸野文化ホール
【内容】 記念講演

【第1部】

演題

「二人三脚で乗り越えた介護の日々」

—女優・妻・母—

講師 小山 明子(女優)



【第2部】

式典

群馬県社会福祉協議会

(大会 事務局)

前橋市新前橋町13-12
027-255-6033

虐待防止セミナー

【日時】

○平成22年10月22日(金)

「障害者虐待について」

講師 白梅学園大学 教授 堀江まゆみ氏

○平成22年11月19日(金)

「高齢者虐待について」

講師 日本高齢者虐待防止協会 評議員 日大文理学部准教授 山田祐子氏

○平成22年11月25日(木)

「家庭に潜む子どもの虐待とDV」

講師 社団法人家庭問題情報センター主任研究員 竹前ルリ氏

【会場】 群馬県社会福祉総合センター18階ホール(前橋市新前橋町13-12)

【連絡先および申込先】 福祉サービス支援課まで

027-255-6226

027-255-6173

FAX 027-255-6173

- 【第2回】平成22年10月12日 『市町村行政の介護予防への取り組み』とワークショップ
- 【第3回】平成22年12月17日 『低所得高齢者における成年後見制度とその実務』(仮)
- 【第4回】平成23年2月14日 『地域の高齢者を支えるためのネットワーク作りを考える』(仮)

共同募金

赤い羽根情報

<http://www.akaihane-gunma.or.jp/>



赤い羽根
共同募金

10月1日▶12月31日

社会福祉法人 群馬県共同募金会

前橋市新前橋町13番地の12
群馬県社会福祉総合センター4階
TEL027-255-6596 FAX027-255-6214
e-mail:info@akaihane-gunma.or.jp

平成22年度 共同募金運動

10月1日スタート!ご協力よろしくお願ひします

今年の募金目標額 323,464,000円

(一般募金198,000,000円、歳末募金125,464,000円)

【募金の使途計画(配分計画)】

- ◆社会福祉関係施設・団体への配分 …129,912千円
 - ◆社会福祉協議会への配分 …50,869千円
 - ◆特別配分(右欄をご覧下さい) …5,000千円
 - ◆歳末たすけあい配分 …118,298千円
 - ◆災害準備金、小規模災害見舞金 …13,000千円
 - ◆募金運動推進費 …50,713千円
- (合計367,792千円)

※この配分計画のための財源として、今年の募金のほか、過年度災害準備金取崩額等を充当します。

助成情報

特別配分 を実施します!

〈赤い羽根「たすけあいの輪」づくり活動支援〉

対象事業	平成23年度に実施する、市町村域や小地域(小学校区域や日常生活圏域)で行う事業で、単なる物品等整備に止まらず、人的ネットワークを活かした地域密着型活動を行うもの。
事業の例示:	① 地域住民で行う防災・防犯活動 ② 高齢者、子ども、障害者等の生活・自立支援、見守り活動 ③ ①②を推進するために実施する研修会及びネットワーク化活動
対象団体	市町村社協、NPO法人、ボランティア団体、自治会等地域団体、PTA等
申請方法	◆配分限度額◆ 申請事業経費の90%以下(上限20万円) ◆申請方法◆ 所定の申請様式により、群馬県共同募金会に11月30日までに提出(郵送可)



▶詳細は群馬県共同募金会事務局まで

ボランティア情報

学生ボランティア発～地域における子育て支援・家族支援のあり方

「夏休み！子ども宿題塾」の開催！！

大学や短大、専門学校に通っている学生たちのボランティア活動として、県内の小学生の自由研究や絵画・工作といった夏休みの宿題と一緒に考え、交流する企画として「夏休み！子ども宿題塾」を8月9日、20日の2日間にかけて実施しました。

「答えを教える場ではなく、自身が答えを見つけること」

今年で3年目となる「宿題塾」において、ボランティアとして協力してくれた学生たちは、「答えを教える場としてではなく、小学生自身が答えを見つける事」を支援するようこころがけ、勉強するだけでなく、時に「遊び場」も提供しながら、子どもたちと楽しく過ごしました。

短い時間の「宿題塾」は、終わってもなかなか帰りがたらない子どもがいたり、また後日、子どもたちから感謝の手紙や父兄の方からの御礼の声なども多数寄せられ、終了しました。

ぐんま・ボランティア市民活動支援センターは、こうした学生から発したアイデアを具現化できるように、様々な形でサポートし、県内にその輪を広げていきたいと思ひます。



ボランティアと一緒に夏休みの宿題をする子ども

Hello!

ボランティアセンター

～東吾妻町社会福祉協議会ボランティアセンター～

社会福祉協議会に事務局があるボランティア連絡協議会の活動の一環としてデイサービスセンターでのボランティア活動が始まりました。地域住民の方にボランティアとして登録していただき、利用者の入浴介助・配膳ボランティア・年に2回のバスハイイクボランティアなど日々活動を行っていました。平成14年度、県社会福祉協議会の指定を受け、共同募金会の配分金を財源として、



住民参加型在宅福祉サービスを利用し通院する

「住民参加型在宅福祉サービスの取り組み」

新たなボランティア活動となるモデル事業が始まりました。このサービスは社会福祉協議会が窓口となり実施する有償ボランティア活動です。福祉に対して理解と熱意をもって活動していただける地域住民の方々に協力会員として登録し、援助が必要で正会員に登録した方に対して、各種サービスを提供し、東吾妻町の在宅福祉の更なる充実を図ることを目的としています。現在、5年間のモデル期間を終え社協独自で継続して事業を行ってまいります。正会員100名、協力会員286名、年間利用件数は約700件となり、地域住民に広く認知されつつあります。

今後も、既存の制度の谷間にあって、公的サービスだけでは対応できないニーズにも対応し、住み慣れた町で馴染みの人々に支えられ、安心して生活することのできる町づくりを目指して行きたいと思ひます。

東吾妻町社会福祉協議会
ボランティアセンター
〒377-0802
吾妻郡東吾妻町川戸233
☎0279-68-2772
FAX 0279-68-0051

社会福祉協力校 藤岡市立鬼石小学校

本校は上毛かるた「三波石とともに名高い冬桜」で知られる旧鬼石町にある児童数165名の小規模小学校です。

1. 福祉教育の目標

福祉の心（基本的人権を尊重する心、自立心、思いやり、助け合いの心）を育み、連帯意識を持って、共に生きようとする児童を育成する。

(1) 福祉体験学習

6年間で全員が体験できるように継続して取り組んでいます。昨年度は4年生が老人施設訪問、5年生が車椅子・アーマスク体験を実施しました。感激して涙を流しながら手を

2. 取り組み内容の紹介



4年生による老人施設訪問

握ってくれるお年寄りの方々に接し子どもたちは理屈ではなく、実感を持って、思いやりの心を育んでいます。

(2) 人権集中学習

6月と12月に人権月間を設け、様々な取り組みを行っています。親切な出来事を集める「思いやりの樹」では視覚的に見合うことで、互いを認め合う気持ちが自然と身についてきます。自分の行動を振り返る「思いやりの記録」は自己を見つめる貴重な機会です。また、この期間に児童会が行う「いじめ撲滅会議」からは多くの貴重な意見が出てきました。

(3) 縦割り班活動

① 「縦割り全校遠足」

いじめ撲滅会議での「縦割り班で協力すれば、思いやりのある行動が増えるだろう。」という発案で、縦割り活動による遠足が実現しました。場所は冬桜で名高い「桜山」です。麓から頂上まで縦割り班による全校登山です。昼食時休憩では縦割り遊びも実施します。途中の坂道では高学年の児童が、低学年の児童のリュックを背負ってやる姿や、低学年の児童が素直に感謝の言葉を発する姿が見られます。高学



縦割り班活動・遠足

年には思いやりの心が、低学年には自立心が育っていることが実感できます。

② 「縦割り清掃」

縦割り班での清掃です。6年生の班長を中心に、役割を考え、分担するなど工夫します。高学年の児童が低学年の児童にほうきの使い方から教えるなど、自覚と責任感が育まれます。

他に縦割り遊びや福祉講演会、募金活動なども行っています。

3. 3カ年の成果と課題

福祉について様々な体験活動を展開する中で子どもたちが「自ら考え行動する」「自主性の芽が育ってきました。

思いやりの心、協力の大切さなど「福祉の心」の大輪の花になるよう、様々な活動を全校職員でサポートし、今後も継続発展させ、笑顔あふれる学校づくりを進めていきたいと思います。

◆日本福祉教育・ボランティア学習学会第16回ぐんま大会ご案内

第16回大会となるぐんま大会では、これまでの福祉教育・ボランティア学習の実践に学びながら誰もが安心・安全に暮らせる地域社会の実現、ひいてはノーマライゼーションの原点を再確認するとともに、これを発展させるための福祉教育・ボランティア学習の新たな価値を探る機会とし、これからの実践・研究につながるよう研究協議をしていきます。

テーマ 「福祉教育・ボランティア学習の新たな価値を探る～ノーマライゼーションの発展に向けて～」

期日 平成22年11月27日(土)～28日(日) 会場 前橋市総合福祉会館 (前橋市日吉町2-17-10)

問い合わせ先 大会事務局：群馬医療福祉大学 足立勤一研究室内 TEL・FAX 027-251-0117

秋号表紙

素敵な笑顔

宮崎佳恵さんは、前橋市にある児童養護施設「地行園」の児童指導員です。子どもたちの生活全般を支える多忙な毎日ですが、時間を潰すには沖縄の離島や屋久島、京都などにひとり旅で出かけるなど、充実した日々を送っています。



※仕事に就かれたきっかけは？

大学卒業後、新聞社で仕事をしていたのですが、自分には向いていないのではと感じていた頃、テレビで児童養護施設のドキュメンタリー番組を見て、子どもと関わる仕事がしたいと強く思いました。

※最初は大変だったのでは？

福祉関係の基礎知識がなかったため、みんなが当たり前前に知っていることも分からず不安でした。でも知識よりもまずは実践と思って子どもたちに向き合いました。感情をぶつけ合ったり、取っ組み合いのケンカをしたことも何度もありましたが、全身でぶつかり合うことで信頼関係が作れたと思います。

※うれしかったことは

退園した子が訪ねてきて、「園

にいた頃はいろいろ言われてうるさいなと思ったけど、社会に出てから言われたことの意味がよく分かった」と話してくれたときなど、この仕事をやっていて良かったと感じますね。

※子どもとの関わりで大事なことは

ある研修で「子どもと関わることは、自分が成長させてあげることではなく、成長させてもらっている」という言葉が印象に残っています。子どもに対する言い方も変わってきたし、一緒に成長している、生活を楽しくんでいると感じ、毎日がより楽しくなりました。

※これから目指す人へのメッセージ

仕事以外でも、好きなことがあるといいですね。私はひとり旅以外にも、舞台やライブも好きだし、最近は少林寺拳法も習い始めました。1日が24時間では足りないくらいです。自分の中にたくさんの引き出しを持つことで、心に余裕が持てるし、子どもたちにもいろんなことを伝えられますよ。

取材した日は、35度を超える猛暑日でしたが、山ガールファッションの宮崎さんの笑顔はとても爽やかでした。きっと子どもたちにとって、やさしく頼りになるお姉さんの存在なのでしょうね。

福祉フィルムライブラリーより

新着ビデオのお知らせ

おすすめビデオのお知らせ

500 『福祉にかかわる仕事⑥ 手話通訳士』(20分)

企画・制作/日本生命労働組合



わかりあえる明日のために

手話は耳の不自由なひとたちにとって大切な、コミュニケーション手段であり、自分の気持ちを伝えるための目で見える言葉です。

手話通訳士は、健常者と耳の不自由な人たちのコミュニケーションが取りやすいように手助けする仕事です。

このビデオは「福祉にかかわる仕事」について子供たち

に理解して考えてもらうことを目的に制作されています。

他にも貸出ビデオを取り揃えております。所蔵ビデオのご案内は、群馬県社会福祉協議会のホームページでもご覧いただけます。

貸出をご希望の方は、予め貸出状況をご確認の上、ご来館ください。

なお、着払いによる発送貸出もしておりますので、ご相談ください。

貸出は原則として1週間、5本までとなります。

(連絡先) 福祉人材課

027-255-6035

<http://www.g-shakyo.or.jp/>

福祉まめ知識

Q 「アカウンタピリティ」とはなんですか。

A アカウンタピリティとは「説明責任」と訳されることが多く、もともとは行政が国民に対して行うことを表していたものです。

医療分野や福祉分野、特に平成12年に介護保険が導入されてから、福祉分野でもサービス契約時等に利用者に対しての説明が求められるようになりました。社会福祉法第76条には、「社会福祉事業の経営者は、その提供する福祉サービスの利用を希望する者からの申込みがあった場合には、その者に対し、当該福祉サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について説明するよう努めなければならない。」とあります。

編集/発行 社会福祉法人 群馬県社会福祉協議会

〒371-8525 (専用郵便番号)
群馬県前橋市新前橋町13-12
群馬県社会福祉総合センター内
TEL 027-255-6033(代表)
FAX 027-255-6173
URL <http://www.g-shakyo.or.jp/>
発行日 平成22年10月1日